

総会

配布：一般

2022年7月19日

原文：英語

## 人権理事会

### 51 会期

2022年9月12日～10月7日

議題項目3

すべての権利、開発の権利を含む市民的、政治的、経済的および文化的権利の促進と保護

**民族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人びとに影響を及ぼす現代的形態の奴隷制**

**現代的形態の奴隷制とその原因および結果に関する小保方智也特別報告者**

#### 要約

本報告書は、人権理事会決議 42/10 に基づき、現代的形態の奴隷制とその原因および結果に関する特別報告者、小保方智也が提出するものである。

本報告書は、民族的、宗教的、言語的マイノリティに属する人びとに影響を及ぼす現代的形態の奴隷制に焦点をあてている。その中で、特別報告者は、これらの集団に影響を及ぼす現代的形態の奴隷制の主な原因と、所有奴隷、強制及び債務労働、家事奴隷、性奴隷、児童婚及び強制結婚、児童労働などの主な兆候を明らかにする。

特別報告者は、現代的形態の奴隷制からマイノリティを守るなかで見られたいくつかの前向きな進展について概説し、マイノリティに影響を及ぼしている現代的形態の奴隷制をいかに防止して対処するかについて建設的なアドバイスを提供することを目的として、国家、企業、市民社会、国内人権機関および労働組合、学术界、そして地域および国際機関に対する勧告を策定する。

## I. はじめに

1. 2022年は、民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言の30周年にあたる。この重要な文書の採択を記念して、特別報告者は本報告書の焦点を、現代的形態の奴隷制から見たマイノリティの脆弱性と生活実態に合わせる。報告書の範囲は国内のマイノリティに限定されるものではない。その多くが移住先の国でマイノリティである移民労働者など、市民でない者も対象とする。特別報告者はまた、カーストに基づく差別や世襲による奴隷制など、職業と世系に基づく差別をうけている人びとも「民族的マイノリティ」と見なすことができるため、その経験も評価する。先住民族は同じ様に現代的形態の奴隷制の原因と結果を経験しているかもしれないが、個別に分析を行った方がよいため、本報告書ではとりあげない。

2. この調査のために、特別報告者は、加盟国、国内人権機関、市民社会組織、国連機関および地域人権機関を含む幅広いステークホルダーに情報提供を呼びかけた。報告者は、提供していただいたすべての団体に感謝するとともに、このプロセスへの関与を歓迎したい。特別報告者はまた、机上調査および複数のステークホルダーとの協議から収集した情報を活用した。

### I I. 特別報告者の活動

3. 報告期間中の特別報告者の主な活動の概要は、特別報告者が第77回国連総会に提出するテーマ別報告書に記載されている。

#### A. マイノリティの権利に関する法的枠組み

4. 現代的形態の奴隷制に関する主要な文書として、奴隷条約、国際労働機関（ILO）強制労働廃止条約（1957年、105号）、そして奴隷制、奴隷貿易及び奴隷制に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約がマイノリティに適用される。これらは、市民的及び政治的権利に関する国際規約、人権及び基本的自由の保護に関する条約（ヨーロッパ人権条約）、米州人権条約、人及び人民の権利に関するアフリカ憲章などの国際および地域人権文書によって補完されており、奴隷制や奴隷に類似した慣行を禁止することが国家に義務付けられている。

5. 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約のもとでの労働の権利など、他にも関連する人権文書や条項がある。同規約の第6条に規定されているこの権利を尊重する義務には、強制労働を禁止すること、そして、特にマイノリティの構成員や移民労働者のディーセントワークへのアクセスを否定または制限することを控えることが含まれている。これは、公正かつ有利な労働条件に対する権利に関する第7条によって補完される。同様に重要なのは第13条に基づく教育を受ける権利であり、それは児童労働を防止し、ディーセントワークへのアクセスを促進している。アクセシビリティは差別なく保障されなければならない、男性と女性及び不利な立場にある集団の事実上の平等を促進するための暫定的特別措置を検討できるし、そうすべきである。労働の権利と教育の権利に関連するこれらの義務は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、子どもの権利に関する

る条約、そして、すべての移住労働者およびその家族の権利の保護に関する国際条約など他の条約によって強化されている。

6. 民族的、宗教的または言語的マイノリティに特有の条項と文書に目を向けると、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第27条と子どもの権利条約の第30条は、これらのマイノリティの構成員が自らの文化を楽しみ、自らの宗教を告白して実践し、自らの言語を使用する権利を保障している。これらの条項は重要である。なぜなら、この権利を確保できないことは、差別および質の高い教育やディーセントワークへのアクセスの欠如と密接に関連しており、これらはすべて現代的形態の奴隷制につながりうる。法的拘束力はないが、「民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言」は、非差別をマイノリティ保護の基本原則として再確認し、教育、経済的進歩と発展、意思決定への参加に触れている。これらの規定は、「ダーバン宣言と行動計画」によって強化されている。地域的に見れば、欧州評議会の民族的マイノリティの保護に関する枠組条約が、締約国に対し、特に、文化的、社会的、経済的生活に関する平等および公務における平等（第4および15条）および教育へのアクセス（第12条）を保障することを義務づけている。

7. すべての移住労働者およびその家族の権利の保護に関する国際条約には、奴隷制および強制労働の禁止（第11条）、平等な労働条件（第25条）、労働組合の権利（第26条）、社会保障（第27、43および45条）、教育および研修へのアクセス（第30、43および45条）および知る権利（第37条）が含まれており、これらはすべて現代的形態の奴隷制の防止に重要である。奴隷制と強制労働の禁止、公正で有利な労働条件、労働組合の権利、社会保障の利用など、いくつかの条項は非正規の移民労働者にも適用される。この条約は、ILO1949年の移民労働者条約（改正）（第97号）および1975年の移民労働者（補足規定）条約（第143号）によって補足されている。あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約および女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に規定される教育および雇用などの分野における非差別原則も、移民労働者に適用される。

8. 職業と世系に基づく差別を受けている人びとやコミュニティに関連して、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約は、第1条で具体的に「世系」と述べている。人種差別撤廃委員会は「世系」は単に「人種」を指すものではないことを確認し、世系に基づく差別には、カーストや類似した地位の世襲制度などの社会階層に基づく集団の構成員に対する差別を含んでおり、人権の平等な享有を無効にしたり損なわせていることを強く再確認している。彼・彼女たちの権利を保護するために、国家は世系に基づく差別を違法とし、公共の機能、教育、雇用、ならびに裁判と救済へのアクセスを確保するための特別措置をとるよう強く求められる。ILO差別（雇用及び職業）条約（1958年、第111号）は、雇用と職業に関する機会と待遇の平等を促進し、企業や労働組合と協力して差別を撤廃することを国に義務づけている。さらに、人権の促進及び保護に関する小委員会は、決議2000/4において、各国政府に対し、職業と世系に基づく差別を禁止し是正するために、適切な形態のアファーマティブ・アクションを含む憲法、立法及び行政措置の実施を確保するよう要請した。

9. 最後に、まだ正式に採択はされていないが、職業と世系に基づく差別の効果的な撤廃のための原則と

指針案は、強制、債務および児童労働への取り組みを含め、様々な形態の差別に取り組むための指針を規定している。原則と指針案は、各国に、教育や労働を含む異なる分野における差別に対処し、公正で有利な労働条件、土地所有そして司法へのアクセスを確保するよう促している。これらの分野のいくつかに関しては、特別措置が必要であるという認識がある。

## B. マイノリティに影響を及ぼす現代的形態の奴隷制の主な原因

10. 根深い交差性差別は、本項で詳述するその他複数の他の要因と相まって、マイノリティに影響を及ぼす現代的形態の奴隷制の主な原因となっている。これらはしばしば、奴隷制や植民地化といった歴史的遺産、身分の世襲制度、あるいは形式化された国家的差別の結果である。

11. 制度的差別はその影響を受ける個人やコミュニティが尊厳のある生活を送り、他の人びとと同等の立場で人権を享有する能力に重大な影響を与える。周縁に追いやられたコミュニティは、しばしば公共政策や国家予算の配分において見過ごされ、現代的形態の奴隷制を含む人権侵害をうけた場合、大抵裁判や救済へのアクセスを制限される。一部のコミュニティに着せられた汚名は、メディアや教科書あるいはインターネット上の否定的なステレオタイプによって固定化され、人びとを無力にさせる。

12. 職業と世系に基づく差別を受けている人びとはその一例である。彼・彼女たちは、代々受け継がれてきた身分に縛られ、尊厳と平等への敬意も払われないまま、「穢れ」や「不可触性」など人間性を奪う言説にさらされている。その結果、これら人びとは、代々の家業や劣悪で危険な仕事を放棄する自由が制限され、十分な司法へのアクセスもないまま、しばしば債務に縛られる。階級、ジェンダー、宗教など、その他の交差的な要因もカーストの現実に影響を受けている。南アジアのダリット女性は深刻な差別に直面し、その結果、生活のあらゆる領域で選択と自由を系統的に否定されている。それゆえ、彼女たちはほとんどサービスや資源にアクセスできず、現代的形態の奴隷制に陥る危険性はさらに高まる。

13. 同じ様に、イエメンのマイノリティ集団であるムハマシーン（「周縁に追いやられた者たち」）の人びとは、長い間、世系に基づく差別を受けてきた。多くの人びとが道路清掃員としてごみ処理に従事しているが、賃金は日払いで雇用契約もないまま働いている。民間部門では、往々にして、靴磨き、洗車、プラスチック廃材の回収など、低賃金で過酷で汚名を着せられた仕事に限定されている。

14. 差別はマイノリティをさらに貧困に追いやり、現代的形態の奴隷制の別の原因の一つとなっている。ラテンアメリカの、例えばブラジル、エクアドル、ペルー、ウルグアイでは、アフリカ系の人びとは不均衡に貧困の影響を受けている。米国でも異なる民族集団間の所得格差は大きく、白人の家庭の純資産額の中央値が約18万9000ドルであるのに対し、アフリカ系の人びとの家庭は2万4000ドルである。マイノリティの人びとは、EU内でもディーセントワークへのアクセスが限られており、世代から世代へと貧困が受け継がれていく。そのため、彼らには搾取されやすい仕事を受け入れる以外選択肢がない。

15. 多くのマイノリティグループが貧困に陥っている理由のひとつに、教育への限られたアクセスがあ

る。クロアチアでは、ロマの子どもたちの約30%しか学校に在籍していない。ヨーロッパの他の地域でも同様の傾向がある。マイノリティの子どもたちの教育へのアクセスにおける格差は、ラテンアメリカ、南アジアおよび北米でも報告されている。初等教育を受けていない女子の大多数が民族的マイノリティやその他の排除された集団に属していることから、はっきりしたジェンダー側面が存在していることが分かる。移民の子どもたちは、場所、能力、資源、訓練が不十分であること、また言葉の問題から、移住先の国で教育を受けるうえでも障壁を経験している。これは南および中央ヨーロッパで確認されている。

16. 教室内で、マイノリティや移民の子どもたちは、しばしば直接的、間接的な差別を受けている。授業で使う言語がその一例である。公用語のみで授業を受けるマイノリティの生徒は、成績が悪く、留年や退学する可能性が高いと言われている。しかし、マイノリティの言語による授業や教材が常に用意されているとは限らない。また、教員がマイノリティの生徒の可能性を最大限に引き出すよう励ますとは限らず、マイノリティが多く住む校区の学校では、質の低い教育が提供されていることが確認されている。学校の運営資金に関する公立学校と私立学校の格差もまた問題であり、マイノリティの親の多くが経済的に不利な立場にあるため、教育や資源、サポートが充実している学校に子どもを通わせることができない。その結果、マイノリティの生徒の卒業率は低く退学率が高い。

17. マイノリティと移民労働者には、適切で利用しやすく手頃な教育がないため、特にフォーマル経済においてディーセントワークにアクセスするチャンスは限られたままである。その結果、彼・彼女たちは農業、家事労働、製造業などの分野でのインフォーマル経済に偏っており、低賃金または無賃金、長時間労働、福利厚生なしなどの厳しい労働条件のもと、現代的形態の奴隷制にさらされる危険にある。マイノリティの間での失業率は高く、学校を中退した子どもたちは、しばしば最悪の形態の児童労働を含み、働くよう仕向けられたり、強制されるなど犯罪的な搾取を受ける。

18. 新型コロナウイルスのパンデミックにより、多くのマイノリティや移民労働者が失業あるいは不完全雇用の状態となり、債務奴隷や他の種類の搾取に対してより脆弱になった。能力と時間の制約により、関係当局は現代的形態の奴隷を監視したり対処するための予算を減らしてきた。インフォーマル経済における不十分な規制や不十分な社会・経済的保護により、雇用主は現行の労働法を弱体化させ、搾取と虐待のリスクを高めた。

19. 相互に関連した問題として、土地や公共サービスへのアクセスがないことが、農奴を含む現代的形態の奴隷制のリスクを高めている。ニジェールでは、奴隷の主が所有する土地は伝統的に相続されてきたため、元奴隷やその子孫が自分たちの土地を所有することはできない。その他の経済活動はないため、彼らは元の主の所有する土地で働くしかない。同様の状況は、モーリタニアや南アジアでも観察されている。アンゴラ、ボツワナ、赤道ギニアなどでも、マイノリティが土地にアクセスすることは困難であると報告されている。マイノリティは、基本的な公共サービスを利用する際にも困難に遭遇する。出生届や身分証明書を手に入れることができず、経済、社会、保健、その他のサービスを受けることができない人が多くいる。これは、カンボジア、コロンビア、エクアドル、セルビアなどでも観察されている。

20. 移民労働者に関しては、安全で正規の移動経路の欠如、移民の法的地位、限定的な移動の自由、言語の障壁、自らの権利の不十分な認識、経済・社会的支援へのアクセスの困難など、さらなる要因が彼・彼女たちを労働搾取や性的搾取に対して脆弱にさせている。未登録滞在者や非正規滞在者は、逮捕、拘留、国外退去の恐れがあるため、しばしば当局に支援を求めるのをためらうため、より脆弱である。したがって多くの移民労働者は身を隠したままとなり、裁判や救済への効果的なアクセスがないなか搾取され続ける。同様に、避難民の多くは、避難民以外の人びとのように、教育、訓練、ディーセントワークへの平等なアクセスを享有していないため、不利な立場にある。多くの移民は、国境を越えた組織犯罪集団を含む犯罪者によって搾取されている。

21. 最後に、マイノリティが公的活動や政治活動から排除されることは、現代的形態の奴隷制に対する脆弱性を増大させる。代表されていない、積極的な参加の場がないことは、教育やディーセントワークへのアクセスに関して彼・彼女たちが物を言えないことを意味し、その結果、虐待や搾取のリスクが高まる。さらに、彼・彼女たちの参加の欠如は、意思決定における偏見やステレオタイプを維持あるいは増大させる。このようなマイノリティの排除は、チリ、チェコ、フィンランド、カザフスタン、キルギスタン、ラトビア、ナイジェリア、スペイン、米国で報告されている。いくつかの要因は移民労働者が労働に関する意思決定過程に参加することを妨げる可能性がある。そのため移民労働者に組合結成の権利を認めていない国では、彼・彼女たちはより不利な立場に立たされる。

## C 民族的、宗教的または言語的マイノリティに影響を及ぼす現代的形態の奴隷制の主要な発現

### 1. 所有奴隷

22. 世界では法的に廃止されているが、サヘル地域で観察されるように、奴隷条約に定義された伝統的な奴隷制は依然としてマイノリティに影響を及ぼしている。モーリタニアでは、異なる民族間（ベイダンとハラティンなど）や同じ民族内（ソニンケ、フラニ、ウォルフなどアフリカ系のモーリタニア人のコミュニティなど）で奴隷制が実践されている。マリにも存在し、トゥアレグ（ベラ）、ソングアイ、カコロ、マリンケ、サラコレ、ソニンケ、フラニ、アラブなど、奴隷の末裔である民族は、今でも所有者の財産とみなされ、多くは報酬なしに働いていると言われている。ニジェールでは、世系に基づく奴隷、児童婚、性奴隷はしばしばクハヤという慣行によりつながっている。これは、たいていは奴隷の子孫である一人あるいは複数の少女を第五の妻とみせかけて買う行為である。

### 2. 強制労働・債務労働

23. ステークホルダーによる提出物、独立した学術研究、公開情報、被害者の証言、ステークホルダーとの協議及び政府による説明など、利用可能な情報を独自に評価した結果、特別報告者は、ウイグル、カザフ及びその他の民族マイノリティの強制労働が、中国・新疆ウイグル自治区の農業や製造業などの部門において行われてきたと結論づけるのは合理的であると考え。2つの異なる国定制度がある：(a) マイノリティを拘束し就業体験させる職業技能教育トレーニング制度、(b) 農村の余剰労働者を第2次、第3次産業の労働に移す労働移動による貧困緩和制度である。同様の仕組みはチベット自治区でも確認されている。大規模な労働移転プログラムによって、主に農民、遊牧民、その他の農村労働者が低技能・低賃金の

雇用に移行させられている。

24. これらのプログラムは、政府が主張するように、マイノリティの雇用機会を創出し、彼・彼女たちの所得を向上させるかもしれないが、特別報告者は、被害コミュニティが非自発的に行ったことを示す強制労働の指標が多く事例に存在してきたと考える。さらに、過度の監視、虐待的な生活・労働条件、抑留による移動制限、脅迫、身体的・性的暴力およびその他の非人道的または品位を貶める扱いなど、強制労働におかれている間に労働者に対して行使される権力の性質と範囲を考えると、いくつかの事例は人道に対する罪である奴隷に相当する可能性があり、さらなる独自の分析が必要である。

25. ラテンアメリカの地域などでもマイノリティは強制労働の対象になっている。ブラジルの農村部では、牧畜、コーヒー生産、林業、木炭生産などの採取型産業や労働集約型産業が、安価な労働力の需要を生み出している。ブラジルのアマゾン地域では、奴隷制は違法伐採や採掘など、環境破壊を引き起こす経済活動と密接に関係している。強制労働の被害者の多くは、教育水準の低いアフリカ系の男性だと言われている。アルゼンチンやグアテマラでは、移民労働者の労働搾取も報告されている。アフリカ系の住民やロマなど地域のマイノリティにとって、裁判や救済措置へのアクセスは依然として限られている。

26. 南アジアのダリットなど、職業と世系に基づく差別をうけている人々の間には、依然として奴隷労働が蔓延している。農業分野では、生活費の前払いとして私的な貸付が行われることがあり、それにより貸付を受けた側は借金を負うことになる。その結果、労働者は搾取的な労働慣行、暴力、不適切な生活環境にさらされる。バングラデシュのダリットは、定められたカーストの地位の結果として特定の労働を強いられ、都市部ではほとんどが道路掃除や死者の埋葬など「穢れた」仕事に就くしかない。

27. ジェンダーと世系に基づく交差的差別の形態も強調すべきである。圧倒的にダリット女性が行っているマニュアルスカベンジング（手作業による糞尿処理）は強制労働であり、現代的形態の奴隷制の一つとして広く見なされており、精神的・身体的健康に悪影響を及ぼす過酷な労働条件を伴っている。また、衣料／繊維産業は、女性や少女が不均衡なほど多い分野であり、移動の制限、低賃金または無賃金、月経を抑制する薬の強制的服用など、強制労働の指標が報告されている。

28. 世界中の移民労働者は、強制労働の対象となる不均衡なリスクに直面している。過剰な斡旋料のために多くの人が借金に束縛される。登録あるいは未登録の移民労働者も、さまざまな分野で搾取されてきた。例えば、農業における労働搾取は、カナダ、イタリア、スペインで報告されている。移民女性と少女の家事労働は、湾岸アラブ諸国協力会議の地域で懸念されている。彼女たちは移民であり女性であることで二重の差別に直面している。その他、北米、中央アジア、東南アジア、ヨーロッパで強制労働の事例が報告されている。

### 3. 児童婚・強制結婚

29. 18歳未満の児童婚の広がり、低い経済的地位、ジェンダー不平等、家父長的または女性差別的な態度、教育へのアクセスの欠如、文化的信念や慣習の相互作用のほか、子どもの保護のための立法・行政的

枠組みの不在または不完全な実施に影響されている。多くの国では早婚は社会的に受け入れられ、伝統的な慣行とみなされている。人種的・民族的偏見のために、マイノリティの女性と少女は、児童婚や強制結婚の影響を不釣り合いなほど受けている。

30. 児童婚の割合は、南東ヨーロッパのロマの少女たちのように周縁化されたコミュニティの間で特に高い。バルカン半島の一部では、20から24歳のロマの女性の半数が18歳未満で結婚しているのに対し、全国的には10%程度である。マイノリティ女性の強制結婚は西ヨーロッパでも問題になっている。ほとんどのケースは国際的な次元を含んでおり、たいてい被害者と配偶者の国籍と民族の間に明らかな関係がある。グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国の強制結婚ユニットが収集した公式データによると、強制結婚のケースの大部分はパキスタンに関するもので、それ以外では、アフガニスタン、バングラデシュ、インド、ソマリアに関するものである。

31. 他の地域では、武装集団ボコ・ハラムがキリスト教徒の女性や少女にイスラム教への改宗と結婚を強制してきた。ナイジェリアの一部の民族的マイノリティの間では、特に高い割合で強制結婚や児童婚が慣行となっている。例えば、カンバリ族は74.9%、フルフデ族は73.8%である。コンゴ民主共和国では、女性と少女の強制結婚が報告されている。こうした慣行は、カンボジア、インド、カザフスタン、スリランカ、ベトナムなどアジアでも問題となっている。ボリビア多民族国、コロンビア、ホンジュラス、パナマなど中南米でも問題となっている。

#### 4. 家事奴隷

32. 家事奴隷は、特にマイノリティの女性に影響を及ぼすもう一つの搾取の形態である。被害者は雇用主に大きく依存していると感じがちであり、そのため逃げることができない。多くは最低賃金以下で長時間働かされ、年次休暇や病気休暇、休息日を利用することができない。ブラジルやコロンビアなどの国では、家事奴隷の被害者の大半はアフリカ系の女性であると言われている。労働搾取は、奴隷制の遺産に基づいた根深い社会意識を反映している。上流階級の雇用主は、自分たちには使用人を低賃金または無賃金で雇う権利があると感じている。

33. 移民労働者も同様に家事奴隷に陥りやすく、その大半は女性である。搾取に対するさらなる脆弱性には、雇用主を変えることができないこと、正規の移民の地位にないこと、国から経済的、社会的、その他の援助を適切に受けられないことなどが含まれる。湾岸アラブ諸国協力会議地域の身元引受人制度 (*kafala*) は、個人宅での労働と性的搾取を可能にするものとして広く知られている。だが、家事奴隷はヨーロッパを含む他の地域にも存在している。派遣会社が家事労働者に高額な斡旋料を課しているように、家事労働と債務奴隷の間に関連性がある。

#### 5. 性奴隷

34. 性奴隷は平時にも起こりうるが、その組織的な遂行は武力紛争やその他の人道危機の際に特に顕著に見られる。例えば、2014年に 6500人以上のヤジディ教徒女性がダーイシュによって捕虜になったと報告されており、現在も 2800人近くの女性と子どもが行方不明あるいは捕虜にされたままである。ダーイシュは、ヤジディ教徒の女性や少女に対してレイプを含む性奴隷を戦争の武器として組織的に利用し、「戦



利品」として売ったり与えたりしていた。キリスト教、シャバク、スンニ派あるいはシーア派など他の民族的宗教的マイノリティの女性も、ダーイシュのメンバーによって性奴隷の対象にされたと言われている。

35. エチオピアのティグレ、アムハラ、アファール地域のマイノリティ女性と少女は、武力紛争の当事者によってレイプ、性的切除、その他の形態の性暴力を受けてきた。これらの人権侵害は、紛争当事者である国家や国家以外の当事者の黙認のもと、被害者とそのコミュニティを恐怖に陥れ、尊厳を傷つけ、屈辱を与えるための計画的な戦略の一部として用いられているようだ。同様に、ナイジェリア北部では、ボコ・ハラムは主にキリスト教徒と穏健派イスラム教徒を標的にし、性奴隷などの人権侵害を含む奴隷化を行った。ミャンマーのロヒンギヤの女性は、同国の治安部隊によって、戦争犯罪または人道に対する罪とみなしうる組織的な性暴力を受けている。

## 6. 児童労働

36. 児童労働（5歳～17歳の子ども）は、その最悪の形態を含め、世界のすべての地域に存在している。アジア・太平洋地域、中東、南北アメリカ、ヨーロッパでは、子どもの人口の4～6%が児童労働に従事していると言われている。その割合はアフリカ（21.6%）で高く、サハラ以南のアフリカ（23.9%）ではさらに高くなっている。インドでは、児童労働、カーストに基づく差別、貧困が密接に関連している。アンゴラ、コスタリカ、ホンジュラス、カザフスタンでも、様々な分野でマイノリティや移民の子どもたちの児童労働が報告されている。

37. 中途退学は児童労働とも密接に関係している。例えば、コンゴ民主共和国など武力紛争の影響を受けている国では、マイノリティに属する少年が非合法の武装集団に強制的に徴集され、鉱床を掘る労働者として最悪の形態の児童労働に従事させられることが多い。搾取のための強制的な徴集は、マリとナイジェリアでも報告されている。同様の事例はコロンビアでも観察されており、移民やアフリカ系コロンビア人の子どもたちが、非合法武装集団による強制的な徴集の対象になっていると言われている。

## D. ポジティブな展開

38. 特別報告者は、マイノリティの間での現代的形態の奴隷制の執拗さにかかわらず、国家、国内人権機関、市民社会組織、政府間組織およびその他のステークホルダーがマイノリティの搾取を防止するために重要な役割を果たしていることを確認したい。以下にいくつかの例をあげるが、マイノリティの権利の実現と現代的形態の奴隷制の防止に関する前向きな進展の代表的な分析を提示していると解釈されるべきではない。

39. マイノリティが経験する不平等や差別に対処するために、様々な国が立法措置やその他の措置をとっている。多くの場合、これは暫定的な特別措置の実施によって行われている。雇用の分野では、ブラジルは2014年の法律第12990号により、連邦公務員職について、その20%をブラジル人のネグロ（黒人）とバルド（混血）に割り当てるアフターマティブ・アクション・プログラムを作った。それは、連邦政府が管理する国営企業にも適用される。米国では、連邦政府の請負業者や下請け業者は、有能なマイノリティを

採用・登用するためのアファーマティブ・アクションを実施しなくてはならず、職業訓練やアウトリーチなどの取り組みも同時に進められている。アルバニア、オーストラリア、ベルギー、インド、イラク、ニュージーランドおよび英国では、マイノリティの雇用適性を高めるために同様の措置が進められている。

40. マイノリティの子どもたちに理解できる言語で教育を提供するなど、教育へのアクセスにおける平等も観察される。タンザニア連合共和国は、マイノリティを含む大部分の子どもたちにその母語で教えることによる全体的な肯定的効果を認識して、2015年、初等・中等教育のすべてのレベルにおいて、英語の代わりにキスワヒリ語を教育の主要媒体として使用することを始めた。マイノリティの言語を教えることはヨーロッパでも積極的に推進されている。世界各国の政府や教育機関は、マイノリティの生徒が高等教育を受けられるよう、専用の奨学金制度を設けるなどの特別措置を講じている。例えば、米国のカリフォルニア州立大学では、2022年からカーストによる差別を含む差別撤廃政策を打ち出している。移民の子どもたちに関しては、アルゼンチン、ニジェール、そしてベルギー、ブルガリア、フィンランド、イタリア、オランダ、スペイン、スウェーデンなど一部のヨーロッパの国で、非正規滞在の子どもにも公教育や民間教育を受ける権利が認められている。

41. 多くの国は移民労働者の権利を保護するための取り組みを始めている。送り先の国に関しては、湾岸アラブ諸国協力会議の域内で、カファラ制度の改革に向けた何らかの措置がとられた。この点に関して、クウェートは政令第 378/2016 号を可決し、移民労働者が雇用主を変更することを許可した。カタールとサウジアラビアでも同様の法律が制定された。この地域のすべての雇用部門におけるすべての移民労働者の権利を保護し搾取を防止するためには、さらに多くの措置をとる必要があるが、特別報告者は今とられているこれらの措置が正しい方向に向かう一歩であると考えます。その他の積極的な措置として、移民労働者の保護を所轄する政府の専門部署の設置がある。イスラエルは外国人労働者労働権局長官を設け、労働権侵害のケースを提訴することなどができるようになった。

42. 送り出し国も自国民の権利を保護するための措置をとっている。カンボジア、ネパールなどは、強制力のある雇用契約の導入など、自国民の権利保護を確保するために、特に湾岸アラブ諸国協力会議の地域にある受け入れ国との二国間協定の締結を積極的に模索している。タイは、ラオス人民民主共和国、ミャンマー、ベトナムと協定を締結した。フィリピンの国家再統合プログラムのもとで、カウンセリング、基本的な生活支援、職業訓練など、帰還移民の統合のための支援が行われている。インドネシアは「生産的移民労働者村」を設立し、事業開発、コミュニティ子育て、村所有の協同組合への支援などを提供している。さらに、非正規労働者に対する保護措置も実施されている。この点に関して、カナダとアイルランドは、非正規労働者のビザ延長措置や移住の地位の正規化を実施し、生活に必需のサービス、労働市場、司法制度へのアクセスを可能にした。

43. マイノリティに対する特別措置や積極的措置に加え、マイノリティの権利を守るために他の種類の行動もとられている。インフォーマル経済の正規化はその適例であり、そこには多くのマイノリティが含まれている。家事労働に関連して、いくつかのラテンアメリカ諸国は、自国の法律を2011年のILO家事労働者条約（第189号）と一致させるために国内改革を開始した。チリは公共スペースへのアクセス、労働

時間、賃金に関する非差別的慣行の確保を目指し、パラグアイは様々な労働・社会権を認めつつ包括的な改革に取り組んだ。家事労働の規制は、ガーナ、クウェート、モロッコ、フィリピン、南アフリカでも実施されている。

44. 他のセクターに関して、ルワンダでは、労働を規制する法律第 66/2018 号がフォーマル経済とインフォーマル経済の両方の様々な産業に適用され、移民労働者を含むすべての人に平等な権利を保障している。ブラジルは、ブラジルの職業分類に廃棄物回収の職業を認めることにより、この部門の正規化を促進した。2017年、ブルガリアは労働法を改正し、短期農業季節労働に契約制度を導入した。コロンビアでは保育労働についてある程度の正規化が達成された。

45. グローバル市場向けの商品を生産する分野では多くのマイノリティが働いているため、サプライチェーンにおける人権デューディリジェンスの推進ももう一つの重要な分野である。一例として、2021年のウイグル人強制労働防止法があり、同地域での強制労働の結果生産された商品が米国に入ることを防止している。ドイツは、企業に人権侵害のリスクを特定し予防措置を実施することを求めており、このアプローチはフランスでも採用されている。さらに、オーストラリアとイギリスでは、デューディリジェンスの報告義務が実施されており、欧州連合では、企業の持続可能性に関するデューディリジェンスに関する法的拘束力のある文書の採択が進められている。これらの指令は、企業が自社の事業を国際的な人権・労働基準に沿ったものにするよう促すことになる。

46. マイノリティと移民労働者の権利保護においては、政府以外の機関の役割も認識されるべきである。例えば、世界各国の独立した国内人権機関は、マイノリティに影響を与える現代的形態の奴隷制にますます取り組むようになってきている。モーリタニアの国内人権機関は、代々奴隷の身分に囚われているマイノリティについて認識を高めるキャンペーンを定期的に行い、このような奴隷制やその他の奴隷制に似た慣行に関する政府の取り組みの進捗を監視している。ネパール、フィリピンそしてカタールの国内人権機関の間で、移民労働者の権利保護のためによりよい協力と調整を促進するための覚書が締結された。また、マラウイとモザンビークの国内人権機関の間でも、避難民の保護に関連して同様の取り決めがなされている。

47. 市民社会組織は現代的形態の奴隷制からマイノリティを守るために、継続的に重要な役割を担っている。アルバニアでは、ロマの親たちの意識昂揚キャンペーンを通じて、より多くのロマの子どもたちが学校に通うよう貢献した。カンボジア、ケニア、西アフリカでマイノリティの子どもたちのエンパワーメントが推進されてきた。東南アジアの市民社会組織は、2021年にカンボジア、ミャンマー、タイにおいて、女性移民労働者がディーセントワーク、労働権、平等に関する国や地域の話合いに意見を出せるように、ネットワークの設立を支援した。

48. 多くの市民社会組織は、リーダーシップスキルや収入創出などの問題について実践的なトレーニングを提供している。マイノリティ、移民、公的機関の間で調査やアドボカシー、労働権の意識向上に取り組んでいる団体もある。さらに、多くの組織が現代的形態の奴隷制の被害者に直接的な支援を提供してい

る。イラクでは、様々な団体がヤジディ教徒の女性が持続可能な生計を確立し、教育へのアクセス強化を通じて貧困を減らすことを支援している。帰国後の再統合を含め、移民労働者への経済的、社会的およびその他の支援の提供は、多くの市民社会組織によってなされるもう一つの重要な貢献である。

49. 労働組合もマイノリティや移民労働者の権利擁護に重要な貢献をしている。農業、家事、建設、廃棄物処理など、特にインフォーマル経済でマイノリティが多く働く分野を代表する労働組合が数多く存在する。彼・彼女たちは意識改革を通じて労働者の組織化や組合結成を支援するだけでなく、雇用機会の創出や財政、社会保障、医療へのアクセスの円滑化など、これらに限定されないが、さまざまな支援も提供している。ブラジル、コスタリカ、フィリピン、セネガルなど多くの労働組合も、国やその他の主体者と連携して、これらの部門の正規化促進に貢献している。チリ、コロンビア、ガーナ、インドの労働組合が女性労働者に向けた支援・サービスを提供していることは励まされる。さらに、ヨーロッパ、東南アジアなど、労働組合が移民労働者の権利を積極的に推進・保護している地域では、優れた実践例が観察される。

50. 最後に、国際および地域レベルの組織や団体は、マイノリティや移民労働者に影響を与える現代的形態の奴隷制の防止に貢献している。人権理事会の特別手続きと人権条約機関は、テーマ別報告書、国別訪問報告書、総括所見を通じて、認識を高め、国やその他のステークホルダーが取りあげるべき具体的で実践的な勧告を行うために、定期的に関連する問題を検証している。現代的形態の奴隷制に関する国連任意基金は、最近、モンテネグロとボスニア・ヘルツェゴビナで、ロマの権利保護を専門とし、児童婚や強制結婚の被害者に直接支援を提供している2つの市民社会組織に資金を提供した。ILO や IOM などの専門機関も、それぞれの業務において、マイノリティや移民労働者の権利の促進と保護に豊富な経験を有している。地域的には、欧州安全保障協力機構・民主制度・人権事務所が1994年にロマとシンティ問題担当窓口を設置し、教育やディーセントワークへのアクセスなど、これらのマイノリティの機会均等を促進するために国や地方自治体、市民社会、国際組織と連携してきた。特別報告者は、世界のあらゆる地域において、マイノリティや移民労働者に対する根深く交差する形態の差別や、現代的形態の奴隷制における彼・彼女たちの被害に取り組むために、さらに多くのことを行う必要があると認識しており、これらの前向きな進展が今後も拡大することを望んでいる。

## III. 結論と勧告

### A. 結論

51. 移民労働者を含むマイノリティの間の現代的形態の奴隷制が依然として深刻な問題である。これら集団の構成員は、長い間、根深い差別に苦しみ、そのために質の高い教育とディーセントワークへのアクセスを制限されてきた。その結果、多くの人びとが何世代にもわたり貧困の中に閉じ込められてきた。また、ジェンダー、世系に基づく身分、年齢、そして移民の地位に基づくそのほかの交差的差別により、彼・彼女たちは、農奴、奴隷、強制労働、家事奴隷など現代的形態の奴隷制につながるような仕事を受け入れる

しかないのが現状である。マイノリティはまた、非正規労働と不安定さを特徴とするインフォーマル経済に不均衡に偏っており、多くの場合、強制労働の明らかな指標を示している。

52. マイノリティ女性と少女は、貧困、民族的偏見、スティグマ、ジェンダーに基づく制限などの影響を不均衡に受けており、インフォーマル／家事労働の部門において「労働者」として認められないことが多々ある。また、児童婚・強制結婚や性奴隷のリスクも高い。移民労働者は、言葉の壁、移住の地位、より広い公共サービスへのアクセスの制限など、さらなる問題に直面し、これらすべてが彼女たちを搾取や虐待の対象になるよう仕向けている。

53. 一般に、現代的形態の奴隷制の対象にされたマイノリティの裁判と救済へのアクセスは、根強い差別と、手続に対する認識やアクセス手段の不十分さといった現実的な障壁のため、制限されている。したがって、啓発、財政支援、言語サポートなどを通じて、これらのプロセスをアクセスしやすく手の届く料金にするために、さらに多くのことを行う必要がある。また、公的機関には適切なトレーニングが必要である。

54. マイノリティや移民労働者が経験するさまざまな問題を打開するために、現代的形態の奴隷制の被害者になることを直接的または間接的に防ぐことができる多くの取り組みや措置が進められてきた。それらの取り組みは、教育や雇用へのアクセスを容易にするための暫定的な特別措置から、インフォーマル経済の公式化まで多岐にわたる。しかし、根深く系統的で歴史的そして制度的な差別並びにその他の原因には、これら措置と並行して十分に対処する必要がある。

55. 現代的形態の奴隷制を根絶するためには、すべての意思決定過程にマイノリティと移民労働者が完全に参加し、連携したアプローチを推進することが不可欠である。国内人権機関、市民社会組織、労働組合、地域・国際パートナーなどの他のステークホルダーも、差別と現代的形態の奴隷制を根絶するために、影響を受けるコミュニティ、国、企業、雇用者と建設的に協力する必要がある。これは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のもとでの国家の誓約にあるように、最も周縁化された人びとでさえ必ず取り残さないようにするための鍵である。

## B. 勧告

56. 特別報告者は国家に以下のように勧告する。

(a) マイノリティに対する根深く交差する形態の差別を撤廃するために、立法その他の措置を講じること。そのために、適切な民事・刑事上の制裁を伴う平等および労働関連法を施行し、一般市民、公的機関、企業・雇用者の間でより効果的な啓発キャンペーン、人権教育・研修を実施すべきである。

(b) マイノリティや移民労働者が、賃金、労働時間、労働諸手当へのアクセスなどの分野において、労働の権利や差別のない公正で有利な労働条件に関して、他の国民と同じ待遇を享有できるようにすること。

(c) マイノリティの労働市場、特にフォーマル経済への統合を改善するために、暫定的な特別措置を採用すること。

- (d) マイノリティと移民労働者の労働組合権の保護を確保すること。
- (e) 特に農村部において生計を立てることができるように、土地の権利へのアクセスを確保すること。
- (f) マイノリティや移民の子どもや成人が、差別なく無料で質の高い教育や職業訓練を受けられるようにすること。適切な場合には、暫定的な特別措置も検討する必要がある。
- (g) 経済的・社会的保護を含む公共サービスへの差別のない平等なアクセスを確保すること。
- (h) マイノリティ、移民労働者、そして現代的形態の奴隷制のサバイバーの地方および国レベルでの意思決定過程への積極的な参加を確保すること。
- (i) 政府のすべての機関、特に指導者レベルにおいて、マイノリティの代表を強化し、この点に関して暫定的な特別措置を実施すること。
- (j) 現代的形態の奴隷制の被害者が差別なく裁判と救済を受けられるようにすること。そのために、国は、関連する情報が被害者の理解する言語で効果的に伝達されることを確保し、地方および国の当局の間で十分な啓発と訓練を行うべきである。
- (k) 現代的形態の奴隷制のサバイバーが、医療、経済、社会およびその他の支援と、より広範な反奴隷政策とプログラムの作成に完全に参加できるようにすること。
- (l) 偏見と差別に取り組むため、行政サービス提供者に効果的な平等教育を実施すること。
- (m) インフォーマルビジネスの規制と登録、インフォーマル労働者への経済・社会・労働保護の提供などを通じて、マイノリティや移民労働者が不均衡に多いインフォーマル経済を正式なものにする。
- (n) 現代形態の奴隷制の事例をいち早く発見するために、インフォーマル経済における労働査察を強化すること。
- (o) マイノリティコミュニティに影響を与える児童婚や強制結婚については、これらの慣行の犯罪化を超えて、ホリスティックでセクター横断的なアプローチで取り組むこと。また、これらの慣行の撤廃に向けて幅広い支持を得るために、意思決定に宗教やコミュニティのリーダー、特に女性リーダーや若者リーダーを積極的に関与させること。
- (p) 2025年までにあらゆる形態の児童労働をなくすという 持続可能な開発目標の目標 8. 7 に沿って、フォーマルおよびインフォーマルな経済における児童労働をなくすための努力を強化すること。
- (q) 児童労働を容認する根強い社会的・文化的態度に取り組み、子どもを学校に通わせるために、親、教員、社会サービス、国内人権機関、市民社会団体およびその他の関係者と緊密に連携したアプローチを実施すること。
- (r) 人身取引や密入国を防ぐため、移民労働者のための安全で秩序ある正規の移住経路を確立する。
- (s) 移民労働者の権利を保護し、現代的形態の奴隷制やその他の搾取的慣行を防止するために、送り出し国と受け入れ国との協力を強化し、雇用契約、雇用主の変更、教育や訓練へのアクセス、その他の公共サービス、苦情処理手続きなどの問題に関して二国間協定を締結し実施すること。
- (t) 移民労働者の権利とサービスへのアクセスを強化し、搾取と虐待を防止するため、移民労働者に永住権を付与する機会を提供すること。
- (u) 現代的形態の奴隷制の被害をうけている移民労働者の非正規の地位を正規化する。
- (v) 関連する国内法、政策、プログラムが移民労働者の労働・生活条件に与える影響を体系的に監視・評価するための二国間メカニズムを確立すること。
- (w) マイノリティが経験してきた歴史的な不平等や不公正に十分に対処する効果的な貧困削減戦略を策

定し、実施すること。

(x) マイノリティと移民労働者の差別と現代的形態の奴隷制に取り組む国内人権機関、市民社会組織、労働組合の役割を認識して尊重し、その活動を積極的に支援し、市民スペースを確保すること。

(y) マイノリティに影響を与える現代的形態の奴隷制に関するデータ収集を改善すること。データはベンチマークをし、民族、言語、宗教にそって細分化して、性別、年齢、障害の有無、都市と農村、地理的な居住地によってクロス集計をする必要がある。

(z) 現代的形態の奴隷制に関する国連任意基金に定期的に資金を拠出し、被害者に直接支援を行う市民社会団体への支援を継続できるようにすること。

57. 特別報告者は、企業に以下のように勧告する。

(a) 人権と労働基準を守ることによって、マイノリティのディーセントワークへのアクセスを確保すること。

(b) 「ビジネスと人権に関する指導原則」を事業活動計画や方針に組み入れ、人権デューディリジェンスの枠組みを構築し、実施すること。

(c) 職場における偏見や差別に対処するため、労働者（特に指導的地位にある者）に対する平等教育を定期的に実施し、この目的のために国内人権機関、市民社会組織、労働組合と協力すること。

(d) マイノリティと移民労働者が利用しやすい苦情処理メカニズムを確立し、彼・彼女たちが理解できる言語で十分な情報を提供し、相互の信頼と信用を高めるためにすべての関連する手順とメカニズムにマイノリティの代表を含めること。

(e) 平等に関する法律、規制、方針に違反した者、および/または現代的形態の奴隷制に関与した者に対しては、適切な制裁措置を講じた上で、断固とした懲戒処分を行う。

(f) 労働条件を改善し、マイノリティや移民労働者の人権を保護するために、労働監督局に全面的に協力すること。

(g) マイノリティと移民労働者の労働組合権を尊重し、保護すること。

(h) 女性や移民を含むマイノリティ労働者の事業内での指導的地位の数を増やし、この点に関して特別な措置を講じること。

(i) 彼・彼女たちのビジネスを正式なものとし、現代的形態の奴隷制を防止するために積極的な措置をとること。

58. 特別報告者は、国内人権機関、市民社会組織、労働組合に以下のように勧告する。

(a) 現代的形態の奴隷制の被害者を特定し、彼・彼女たちの裁判と救済へのアクセスを促進するために、国と緊密に協力すること。

(b) 被害者／遺族に対する法的、医療、心理社会的、経済的支援を強化すること。

(c) 現代的形態の奴隷制におけるマイノリティの搾取について最新の研究を行い、国内、地域、国際的な認識を高めること。

(d) マイノリティと移民労働者に対する交差する形態の差別に取り組み、現代的形態の奴隷制における彼女たちの被害を防ぐために、公務員、コミュニティリーダー、宗教指導者、企業と雇用主の職員に平等と人権に関する研修を提供すること。

- (e) 農業や製造業などの主要セクターにおいて、奴隷制フリーの商品に対する消費者の需要を高めるようにすること。
- (f) マイノリティや移民労働者に対し、彼・彼女たちの権利や苦情処理メカニズムについて、彼・彼女たちが理解できる言語で正確な情報を提供すること。
- (g) マイノリティや移民労働者が効果的に組織化され、企業や雇用者と労働条件について交渉して合意できるよう、十分な支援を提供すること。
- (h) マイノリティや移民労働者に対する根強い差別をなくすことを目的に、一般市民への啓発を定期的に行うこと。

59. 特別報告者は学者に以下のように勧告する。

- (a) 現代的形態の奴隷制に対するマイノリティコミュニティの交差する脆弱性についての的を絞った研究を行い、その結果を広く普及させ、この問題に関する知識の基盤を強化すること。
- (b) マイノリティと移民労働者に対する交差する形態の差別に取り組み、現代的形態の奴隷制における彼・彼女たちの被害をより効果的に防ぐために、国、地域、国際レベルのステークホルダーと積極的に関わり、エビデンスに基づく勧告を行うこと。

60. 特別報告者は、地域機関および国際機関に以下のように勧告する。

- (a) 「持続可能な開発目標」の目標8.7に沿って、マイノリティと移民労働者が経験する交差する形態の差別を撤廃し、教育とディーセントワークへのアクセスを促進し、現代的形態の奴隷制に取り組むために、国および非政府関係者と協働すること。
- (b) マイノリティと移民労働者のニーズと声が十分に反映されるよう、一貫性のある包括的な国民教育、雇用、貧困削減の戦略の策定において国を支援すること。
- (c) 現代的形態の奴隷制を調査・起訴し、被害者を保護するために、国家の知識と能力を高めるような専門知識と資源を提供する。
- (d) 国際人権基準および国際労働基準の国内実施を促進すること。
- (e) 差別と現代的形態の奴隷制に取り組むために、国および非国家主体間で平等と人権に関する研修を定期的実施すること。
- (f) マイノリティコミュニティ、国内人権機関、市民社会、労働組合との強力なパートナーシップを確立し、報復の恐れなく、自由で情報に基づく決定権のある参加のためのスペースを創出すること。
- (g) 現代的形態の奴隷制とそれに関連する慣行に、国連マイノリティ問題に関するフォーラムの情報も含め、さらに注意を払うこと。
- (h) マイノリティや移民労働者に影響を与える現代的形態の奴隷制について、学者や他のステークホルダーと協力しての的を絞った研究を行うこと。